

大 福 障 第 3 5 3 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

障害福祉サービス事業所等 管理者 様

大津市障害福祉課長

令和 6 年度における健康福祉サービス自己評価の実施について

滋賀県では、「本県における健康福祉サービス評価システムの推進について（サービス評価基準および評価制度検討委員会報告書）」により、県内の全ての施設・事業所において、毎年度、健康福祉サービスの自己評価を実施されるよう推進しているところです。また福祉サービスの自己評価は事業所の指定等の基準上、実施することとされています。

つきましては、福祉サービスの質の向上を図り、利用者に適切なサービス情報を提供するというサービス評価の趣旨を御理解いただき、自己評価を実施願います。

自己評価の実施にあたっては、別記および別添フロー図に留意されるとともに、下記期限までに、書面にて御報告くださいますようお願いいたします。

期限等

令和 7 年 4 月 25 日（金）

ただし、障害児通所支援事業所のうち、令和 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた事業所については、報告不要（次年度から報告が必要）

※今回報告不要の場合にも、自己評価は概ね 1 年に 1 回以上実施し、結果の公表を行ってください。

留意事項

【障害児通所支援事業所にかかる自己評価結果等未公表減算について】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、自己評価結果等の公表が、期限までに市に報告されていない場合は、令和 7 年 4 月 1 日より、当該状態が解消されるに至った月まで、障害児通所給付費に減算を適用します。

注：令和 6 年 10 月 1 日以降に指定を受けた児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（基準該当、共生型含む）については、減算の適否を令和 8 年 4 月の報告時に判断します。

ただし、基準上、概ね 1 年に 1 回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、指定後 1 年を目途に自己評価の実施、結果の公表を行ってください。

例1) 令和6年9月30日以前に指定を受けている事業所

→令和7年4月25日までに報告をしない場合、令和7年4月サービス提供分から減算を適用します。

例2) 令和6年10月1日以降に指定を受けている事業所

→基準上、概ね1年に1回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、令和8年3月までに公表を実施し、令和8年4月に届出を行う場合には、減算の適用は行いません。

《※自己評価の実施、公表と減算の適否は年度ごとの報告により管理します。》

【評価基準について】

評価基準については、

- ・障害福祉サービス共通評価基準①〔障害者／施設、グループホーム〕
- ・障害福祉サービス共通評価基準②〔障害者（児）／在宅〕
- ・児童発達支援自己評価表
- ・放課後等デイサービス自己評価表
- ・保育所等訪問支援自己評価

の5種類を主に用いて自己評価を実施していただくようお願いいたします。

(別記) サービス等自己評価の実施手順等について

1. サービス等自己評価の実施等

(1) サービス等自己評価の実施

別添「自己評価実施ガイドライン」、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」又は「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしながら、「(分野別) 障害福祉サービス共通評価基準」「児童発達支援自己評価表」、「放課後等デイサービス自己評価表」又は「保育所等訪問支援自己評価表」により自己評価を実施してください。

(2) サービス等自己評価の報告

作成いただいた「自己評価実施状況報告書」および公表内容（提出資料一覧を参照）を、大津市（障害福祉課）へ報告してください。

報告期限については、令和7年4月25日（金）

(3) サービス等自己評価集計結果の公表

各事業所から提出いただいた報告書を本市において、一般に閲覧できる形式で公表を行いますので、あらかじめ御了承ください。

2. サービス等自己評価結果の公表

障害児関係事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、保育所等訪問支援）は、自己評価結果及び改善内容を、インターネットその他の方法により広く公表してください。

また、実施時期および公表方法は、必ず報告してください。

上記以外の障害児関係事業所および障害者関係事業所は、自己評価結果等の公表を行う場合には、公表方法等を御報告ください。

3. 問い合わせ先

大津市福祉部障害福祉課 事業所指定係

TEL : 077-528-2696

Mail : otsu1408@city.otsu.lg.jp